

○酒田市小規模農地等災害緊急復旧事業費補助金交付要綱

(令和6年8月8日告示第614号)

(趣旨)

第1条 この告示は、令和6年7月25日からの大雨による災害により被災した農地等について、復旧事業を実施する事業主体を支援するため、令和6年度小規模農地等災害緊急復旧事業費補助金交付要綱(令和6年8月8日農計第431号)に基づき、予算の範囲内で交付する酒田市小規模農地等災害緊急復旧事業費補助金(以下「補助金」という。)に関し、酒田市補助金等交付規則(平成17年規則第53号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業)

第2条 この補助金の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、農業協同組合、農業法人、農業者の組織する団体、集落自治会(以下「補助事業者等」という。)が令和6年7月以後に実施した小規模な農地等被害を原形に復旧する事業(以下「小規模農地等災害緊急復旧事業」という。)とする。

2 補助金の対象となる経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 工事費(業者等へ発注するもの)
- (2) 資材購入費
- (3) 機械器具レンタル料等
- (4) その他市長が必要と認める経費

(補助金の額)

第3条 小規模農地等災害緊急復旧事業1箇所当たりの補助金の額は、前条第2項に掲げる経費の合計額(以下「補助事業費」という。)に3分の2を乗じて得た額以内の額とする。ただし、この額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第4条 規則第3条の規定による補助金等交付申請書の提出期限は、市長が別に定める日とし、添付書類は次のとおりとする。

- (1) 事業計画書(様式第1号)
- (2) 収支予算書(様式第2号)

2 補助事業者等は、前項の申請書を提出するに当たり、当該補助金の仕入れに係る消費税等相当額(補助事業費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に3分の2を乗じて得た額に相当する額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りでない。

(交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による補助金等交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付決定を行い、当該補助事業者等へ通知するものとする。

2 市長は、前項による交付決定に当たっては、前条第2項により補助金の仕入れに係る消費税等相当額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適正と認めるときは、当該補助金の仕入れに係る消費税等相当額を減額するものとする。

3 市長は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金の仕入れに係る消費税等相当額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(補助事業の変更の承認)

第6条 補助事業者等は、規則第8条第1項各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、補助金額の減額が30パーセント以内の額であったときは、規則第8条の規定にかかわらず、規則第21条の規定により軽微な変更とし、これを要しないものとする。

2 規則第8条第1項第2号の規定により、補助事業の取組の中止又は廃止を行う場合は、その理由を記載した事業計画変更(中止又は廃止)承認申請書(様式第3号)により市長の承認を受けなければならない。

3 市長は、前2項に係る承認をする場合は、必要に応じて交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(補助事業が予定期間内に完了しない場合等の報告)

第7条 補助事業が予定期間内に完了しないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、規則第11条第1項に規定する補助事業等状況報告書のほか、その理由を記載した補助事業遂行状況報告書(様式第4号)により市長に報告し、指示を受けなければならない。

(実績報告書)

第8条 規則第13条に規定する補助事業等実績報告書の提出期限は、補助事業の完了の日から起算して20日を経過した日又は令和7年3月31日のいずれか早い日とし、添付書類は次のとおりとする。

- (1) 事業成績書(様式第1号)
- (2) 収支精算書(様式第2号)
- (3) 請負及び竣工検査調書(様式第5号)
- (4) 直営調書(様式第6号)

- 2 補助事業者等は、前項の規定により補助事業等実績報告書を提出するに当たり、補助金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、当該消費税等相当額を減額して報告しなければならない。

(補助金の支払い)

第9条 市長は、必要と認めるときは、補助金の交付決定の後に概算払をすることができる。

- 2 補助事業者等は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、補助金概算払請求書(様式第7号)に概算払いを必要とする理由及び資金計画を添付して、市長に提出しなければならない。

(消費税等相当額の確定に伴う補助金の返還)

第10条 補助事業者等は、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金の仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(実績報告の規定により減額した補助事業者等については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を仕入れに係る消費税等相当額報告書(様式第8号)により速やかに市長に報告しなければならない。

- 2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税等相当額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この告示は、令和6年8月8日から施行する。

様式第1号(第4条、第8条関係)

事業計画(成績)書

[別紙参照]

様式第2号(第4条、第8条関係)

収支予算(精算)書

[別紙参照]

様式第3号(第6条関係)

事業計画変更(中止又は廃止)承認申請書

[別紙参照]

様式第4号(第7条関係)

補助事業遂行状況報告書  
[別紙参照]

様式第5号(第8条関係)

請負及び竣工検査調書  
[別紙参照]

様式第6号(第8条関係)

直営調書  
[別紙参照]

様式第7号(第9条関係)

補助金概算払請求書  
[別紙参照]

様式第8号(第10条関係)

仕入れに係る消費税等相当額報告書  
[別紙参照]